



# 埼玉県報

第 2980 号  
平成 30 年(2018 年)  
2 月 27 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大里用水土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更(都市計画課)
- 鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)
- 幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道の事業計画の変更認可(都市計画課)

平成 30 年(2018 年)2 月 27 日

- 身上指導支援システム用サーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道西平小川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか 17 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（下水道事業課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定有形民俗文化財の指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定天然記念物の追加指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定天然記念物の指定解除（生涯学習文化財課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告示

## 埼玉県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
たなかファミリークリニック	田中 隆夫	川口市幸町一―一―一七 フクロクハイマンション二〇三	平成三十年 一月一日
西川口こころクリニック	杉浦 勇太	川口市西川口一―六―一七 扶桑ビル五階	平成三十年 二月一日
前川クリニック	中野 實	川口市前川二―一〇―一一 一階	平成三十年 一月一日
渡辺クリニック	渡辺 和吉	春日部市上蛭田一二八	平成三十年 一月一日
山崎整形外科	医療法人社団 山栄会	久喜市菖蒲町新堀四一八― 一	平成三十年 一月七日
アイケアクリニック さいたま上尾院	医療法人社団 トータルアイ ケア	上尾市宮本町三―二―二〇 九号	平成三十年 一月一日
あおばクリニック	医療法人 幸	鴻巣市本宮町一―六	平成三十年 一月一日

彩の森 草加クリニッ ク	医療法人社団	森 吉寛	草加市瀬崎一―九―一	平成三十年 二月一日
武蔵野会 T M G サテライトクリニッ ク朝霞台	医療法人社団 武蔵野会	朝霞市西弁財一―七―三九	平成三十年 一月一日	
朝霞中央クリニッ ク	医療法人 循和会	朝霞市岡七九―三	平成三十年 一月一日	
医療法人社団 武蔵野会 T M G あさか医療センター	医療法人社団 武蔵野会	朝霞市溝沼一三四〇―一	平成三十年 一月一日	
医療法人 さくら さくら記念病院	医療法人 さくら	富士見市水谷東一―二八― 一	平成三十年 一月一日	
ふじみ野在宅クリニ ック	医療法人社団 慈瑛会	ふじみ野市苗間一―一四― 五	平成三十年 一月一日	
東松山在宅診療所	医療法人社団 ケア・トラスト	東松山市箭弓町三―二〇― 一〇 箭弓町本田店舗一階	平成三十年 一月一日	
飛田耳鼻咽喉科	飛田 正 社会医療法人 社団 新都市 医療研究会「関 越」会	新座市北野一―一―一四 坂戸市末広町六―九	平成三十年 一月一日	
れおファミリー歯科	齊藤 淳一	川口市東川口三―一―一五 コンフォルト東川口二階	平成三十年 一月一日	
チワワ歯科クリニッ ク	医療法人 アップルヘッ ド	川口市辻一五七三―一 鳩 ヶ谷メデイカルプラザ二A	平成三十年 一月一日	

アカネサポート薬局	アイセイ薬局 駅前店	すずらん薬局 店	みのり薬局	新三郷薬局	新白岡口腔リハ歯科 クリニック	石井歯科医院	すまいる歯科	日出谷歯科医院	黒川歯科医院	和光市歯科
株式会社 ライラック	株式会社 アイセイ薬局	クラフト株式 会社	株式会社 エープラン	株式会社 ファヴール	医療法人社団 ねんりん会	石井 昌代	佐々木 志摩	福井 達雄	黒川 勝英	山崎 新
朝霞市溝沼五反田一三三八   一	草加市瀬崎一 九 一 一F	上尾市小泉二 二四 二	上尾市春日一 三六 三五	三郷市采女一 二三八 四	白岡市新白岡七 一四 二 四 新白岡ホープ館一〇 一 号室	日高市森戸新田九九 一三	北本市北本一 八一 AS AMIビル三F	桶川市下日出谷九六七 一 四	所沢市東住吉五 一一	和光市丸山台一 一〇 一 MTCビル六F
平成三十年 一月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 一月一日	平成二十九 年十一月一 日	平成三十年 二月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 二月一日

局 在宅支援くにたま薬	はなみずき薬局	ウエルシア薬局 富士見鶴馬店	まい薬局 未来堂	ウエルシア薬局 狭山台店	はらいちば薬局	ステラ薬局	チェリー薬局	なぎさ薬局 あさか 店	アカネ薬局 2号店	アカネ薬局 1号店
國玉 大貴	株式会社 ティーズプラン ニング	株式会社 ウエルシア薬局 株式会社	株式会社 舞薬局	株式会社 ウエルシア薬局 株式会社	株式会社 ヴェルペンファ ルマ	株式会社 ファークコス	株式会社 ファークコス	寛一商店株式 会社	株式会社 ライラック	株式会社 ライラック
熊谷市河原町一―四〇 ヴェールコート一―B号室	ふじみ野市上福岡六―三― 一―	富士見市鶴馬三―三二―二 二	富士見市鶴馬二六―二―一 三 グランドウール一階	狭山市狭山台一―一三―四	飯能市原市場五七二―五	所沢市小手指町五―七―一 九	所沢市けやき台一―八―四	朝霞市溝沼一三三三―一	朝霞市溝沼下田一二八四― 七	朝霞市溝沼下田一二八四― 八
平成三十年 二月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 二月一日	平成二十六年 十一月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 二月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 一月一日

岩崎 秀昭	因泥 大慶	森 豊道	柳橋 貴博	氏名	
				住所	
きたまち整骨院	愛泉道院 因泥 接骨院	TOIRO整骨院	けんこう堂整骨院	名称	施術所
東京都練馬区北町一―二二 ―九 ―F	所沢市山口一二三―一五	西武ショッピングプラザ小手 指ハイツN棟一F	草加市稻荷三―六―三一	所在地	
平成三十年 一月一日	平成二十九 年十一月一 日	平成三十年 二月一日	平成三十年 一月三十日	指定年月日	

二 指定施術機関

くずわだ薬局	ウエルシア薬局 嵐山東口店	いまいずみ薬局	訪問看護ステーションあやめ坂戸	
真下 敬一	ウエルシア薬局株式会社	有限会社 今泉薬局	株式会社 ファーストナ ース	
熊谷市葛和田九三四―三	比企郡嵐山町むさし台三―二 七―一	秩父市山田二七〇六―四	坂戸市芦山町五―一七 N Tビル一〇二	
平成三十年 一月一日	平成三十年 二月一日	平成二十九 年十二月十 六日	平成三十年 一月一日	

町田  
陽史

ホームケアあゆみ

三郷市高州二一八六一一  
ベルセゾンⅡ二〇二

平成三十年  
一月十七日



# 告示

## 埼玉県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
共創未来 一の割薬局	名称	みどり調剤薬局 一の 割店	共創未来 一の割薬 局
かばさん薬局	所在地	草加市清門町五二二	草加市清門三一二五 ―二
訪問看護ステーション虹	所在地	川口市木曾呂一三一七	川口市木曾呂一三四 七
一般社団法人 久喜市医師会 訪問看護ステーションよろこび	開設者	社団法人久喜市医師会	一般社団法人久喜市 医師会
在宅リハビリテーション センター ―草加	所在地	草加市旭町四―七―四 メゾンウィンディB― 〇六	草加市金明町六〇四 ―一・二階
医療法人社団 東光会 訪問 看護ステーション 上戸田	所在地	戸田市上戸田二―二三 ―六	戸田市本町一―九― 八

埼玉医科大学 訪問看護ステーション	所在地	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷一〇〇六
訪問看護ステーション アリスの夢	名称	アリスの夢 訪問看護ステーション	訪問看護ステーション アリスの夢
訪問看護ステーション 青い鳥	所在地	入間市宮寺五八六	五 入間市二本木八八―
熊谷生協訪問看護ステーション	所在地	熊谷市上之三八五四	熊谷市上之三八五一―
深谷赤十字訪問看護ステーション	開設者	日本赤十字社 埼玉県支部	日本赤十字社
訪問看護ステーション みどり	開設者	医療法人社団 堀ノ内病院	社会医療法人社団 堀ノ内病院
一般社団法人 坂戸鶴ヶ島医師会立 訪問看護ステーション	所在地	坂戸市石井二三二七― 三	坂戸市石井二三二七― 五
さつき			

二二 指定施設機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
森 孝二	施設所名称	日高市たにあい整骨院	森林公園 楽々堂整骨院
	施設所所在地	日高市高萩六四三―一 ポナール松本一F	比企郡滑川町みなみ野二―一四―七

大野 寛和	施術所所在地	鶴ヶ島市富士見二―二 二―三―二〇二号 小 高コーポ	鶴ヶ島市脚折町一― 三九―一―二―二〇八 カザベ―ラ坂戸
----------	--------	----------------------------------	------------------------------------

# 告示

## 埼玉県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
たなかファミリークリニック	川口市栄町二―五―九	平成二十九年十二月三十一日
前川クリニック	川口市前川二―一〇―一一 一階	平成二十九年十二月三十一日
山崎整形外科	久喜市菖蒲町菖蒲三三五	平成三十年一月六日
渡辺クリニック	春日部市上蛭田一二八	平成二十九年十二月三十一日
齋藤外科胃腸科	上尾市大字今泉一〇四―四	平成二十九年十二月三十一日
あおばクリニック	鴻巣市本宮町一―六	平成二十九年十二月三十一日

熊谷歯科医院	れおファミリー歯科	チワワ歯科クリニック	飛田耳鼻咽喉科	東松山在宅診療所	さくら記念病院	岩井眼科クリニック	朝霞中央クリニック	医療法人社団 武蔵野 会 朝霞中央総合病 院
志木市下宗岡二―一三―二〇	川口市東川口三―一―一五 ルフト東川口二階 コンフォ	川口市辻一五七三―一 カルプラザ二A 鳩ヶ谷メデイ	新座市北野一―一―一四	東松山市箭弓町三―二〇―一〇	富士見市水谷東一―二八―一	入間市豊岡一―五―三五 金子ビル一 階	朝霞市本町一―三四―一 ジュ五〇三 ボンビラー	朝霞市西弁財一―八―一〇
日 平成二十九年 十二月二十五	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十月三十一日	日 平成二十九年 十二月三十一	平成三十年一 月一日

新三郷薬局	シンワ薬局 春日部店	すみれ薬局	有限会社 タカギ薬局	新白岡口腔リハ歯科クリニック	医療法人社団 惠安会 すまいる歯科	日出谷歯科医院	医療法人 藤林歯科医院	黒川歯科医院
三郷市采女一―二三八―四	春日部市中央六―八―五 中央レジデンス一階	春日部市中央六―四―八	川口市栄町三―二―四	白岡市新白岡七―一四―一四 新白岡ホープ館一〇一号室	北本市北本一―八一 ASAAMIビル 三F	桶川市下日出谷九四三―二二三	本庄市駅南二―一―一八 ユニオンビル五F	所沢市東住吉五―一―一
平成二十九年 十二月三十一日	平成二十九年 十二月三十一日	平成二十九年 十二月三十一日	平成二十七年 六月八日	平成二十九年 十月三十一日	平成二十九年 十二月二十九日	平成二十九年 十二月三十一日	平成二十九年 十二月三十日	平成二十九年 十二月三十一日

伊藤薬局	はらいちば薬局	ステラ薬局	チェリー薬局	有限会社 西所沢調剤 薬局	あやの薬局	アカネ薬局	すずらん薬局 上尾店	株式会社 アイアイフ アーマシー さくら薬局
熊谷市葛和田九三四―三	飯能市原市場五七二―六	所沢市小手指町五―七―一九	所沢市けやき台一―八―四	所沢市西所沢一―一八―五	所沢市小手指町四―一九―一三	朝霞市西弁財一―三―一四	上尾市小泉二六―一	上尾市今泉一―四〇―一〇
日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	平成二十九年 十二月一日	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一	日 平成二十九年 十二月三十一

いまいずみ薬局	訪問看護ステーション いづみ野
秩父市山田二六三五	熊谷市円光一―一―三三 いづみマン ション二〇一
平成二十九年 十二月十六日	平成二十八年 九月三十日



# 告示

## 埼玉県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日		
かすかべ生協 診療所	春日部市谷原 二―四―一二	医療生協 さいたま 生活協同組合	訪問リハビリ テーション	介護予防 訪問リハビリ テーション	平成二十九年 十二月一日	埼玉医療生活 協同組合 皆野病院	秩父郡皆野町 皆野 二〇三―一―	埼玉医療生活 協同組合	短期介護 療養所	平成二十五年 七月一日
リズム薬局 志木北店	志木市本町一 四―一五―一 F	有限会社 リズム メディカル	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	平成三十年 三月一日	リズム薬局 志木北店	志木市本町一 四―一五―一 F	有限会社 リズム メディカル	居宅療養 管理指導	平成三十年 三月一日
リズム薬局 志木店	志木市本町一 五―二四―一八 F	有限会社 リズム メディカル	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	平成三十年 三月一日	リズム薬局 志木店	志木市本町一 五―二四―一八 F	有限会社 リズム メディカル	介護予防 居宅療養 管理指導	平成三十年 三月一日

ま有限会社 ばし薬局		ヘルパー ステーション ゆうらく東所沢	デイセンター ゆうらく東所沢	ひばり薬局 循環器・呼吸器 病センター前店	リズム薬局 朝霞台店
三郷市彦成 一三〇三 一九一〇三		五所沢市東所沢 五一四一五	五所沢市東所沢 五一四一五	深谷市本田 七〇八三一六	朝霞市北原 二一三〇 B一〇
ま有限会社 ばし薬局		株式会社 ライストマン ライツ	株式会社 ライストマン ライツ	株式会社 グランドル グランドール	有限会社 リズム メディアカル
介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	訪問介護	通所介護	介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導
平成二十九年 十一月一日		平成二十九年 十二月一日	平成二十九年 十二月一日	平成二十九年 十二月一日	平成三十年 二月一日

# 告示

## 埼玉県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
県南訪問看護 ステーション 介護支援 事業所	事業者 所在地	さいたま市 中央区新中里 三―三―八	さいたま市 西区西大宮 三―三	居宅介護支援
公益社団法人 埼玉県看護 協会鳩ヶ谷 訪問看護 ステーション	事業者 所在地	さいたま市 中央区新中里 三―三―八	さいたま市 西区西大宮 三―三	居宅介護支援
済生会 訪問看護 ステーション きゆうばら	事業所 所在地	川口市西川口 五―一―一―五	川口市西川口 六―四―一―四	訪問看護 居宅介護支援 介護予防 訪問看護

みずほの里 短期生活介護所	みずほの里 通所介護	芝さかえ 訪問介護事業所	みずほの里 居宅介護支援	有限会社 ささき薬局		医療法人社団 愛友会 上尾中央 第二病院		
事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 名称	事業者 名称	事業者 所在地
北葛飾郡 上内一 一四四六	北葛飾郡 上内一 一四四六	さいたま市 中央区 新中里 三八三	北葛飾郡 上内一 一四四六	草加市氷川町 一 一四四六	草加市氷川町 一 一四四六	医療法人一心会 上尾甦生病院	医療法人 一心会	北足立郡 伊奈町小室 九四一九
久喜市上内 一四四六	久喜市上内 一四四六	さいたま市 西区 西大宮 三三三	久喜市上内 一四四六	草加市氷川町 二 一四四六	草加市氷川町 二 一四四六	医療法人社団 愛友会 上尾中央 第二病院	医療法人社団 愛友会	上尾市柏座 一〇一〇
短期生活介護所 生活介護所	通所介護 通所介護	訪問介護 訪問介護	居宅介護支援	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	訪問リハビリ 介護予防 訪問リハビリ テーション	訪問リハビリ 介護予防 訪問看護 居宅療養 管理指導	訪問看護 居宅療養 管理指導

指定居宅介護支援 P I N E S H A P センター 館		熊谷生協訪問看護 ステーション	公益社団法人 埼玉県看護協会 鳩ヶ谷訪問看護 ステーション	一般社団法人 久喜市医師会 訪問看護 ステーション よるこび		県南訪問看護 ステーション	特別養護老人 ホーム みずほの里
事業所 名称	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業者 名称	事業所 名称	事業者 所在地	事業者 所在地
指定居宅介護 支援センター 支園	入間郡 毛呂山町 毛呂本郷 六九一	熊谷市上之 三八五四	さいたま市 中央区新中里 三―三―八	社団法人 久喜市医師会	社団法人 久喜市医師会 訪問看護 ステーション よるこび	さいたま市 中央区新中里 三―三―八	北葛飾郡 鷺宮町上内 一四四六一
指定居宅介護 支援センター E H S A S P I N 館	入間郡 毛呂山町 毛呂本郷 一〇〇六	熊谷市上之 三八五一―一	さいたま市 西区西大宮 三―三	一般社団法人 久喜市医師会	一般社団法人 久喜市医師会 訪問看護 ステーション よるこび	さいたま市 西区西大宮 三―三	久喜市上内 一四四六一
居宅介護支援		訪問看護 居宅介護支援 介護予防 訪問看護	訪問看護 介護予防 訪問看護	訪問看護 介護予防 訪問看護		訪問看護 介護予防 訪問看護	介護老人 福祉施設

訪問看護 ステーション アリスの夢	アイリング・ サポート 株式会社		訪問看護 ステーション 青い鳥	医療法人社団 愛友会 介護老人 保健施設 一心館		
事業所 名称	事業所 所在地	事業者 所在地	事業所 所在地	事業所 名称	事業者 名称	事業者 所在地
訪問看護 ステーション アリスの夢	川口市本町 二丁目四十一番八	川口市本町 二丁目四十一番八	入間市宮寺 五八六	医療法人 一心会 介護老人 保健施設 一心館	医療法人 一心会	北足立郡 伊奈町小室 九四一九
訪問看護 ステーション アリスの夢	川口市青木 四丁目七十一番七	川口市栄町 二丁目七十一番六	入間市二本木 八八―五	医療法人社団 愛友会 介護老人 保健施設 一心館	医療法人社団 愛友会	上尾市柏座 一―一〇―一〇
訪問看護 介護予防 訪問看護	居宅介護支援		訪問看護 介護予防 訪問看護	介護予防 通所リハビリ 訪問リハビリ 介護予防 訪問リハビリ 通所リハビリ 介護予防 療養介護	介護老人 保健施設 介護予防 短期入所 療養介護	短期入所 療養介護 通所リハビリ 通所リハビリ 訪問リハビリ 訪問リハビリ 居宅介護支援

在宅リハビリ センター ケアンエジメン ト部		在宅リハビリ センター 介護部		在宅リハビリ センター ケアンエジメン ト部		上尾市大谷 地域包括支援 センター 介護予防 支援事業所		介護サ ービス 鈴蘭	
事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地	事業 所 在 地
草加市旭町 四丁目 一〇六 ウイズ B	草加市旭町 四丁目 一〇六 ウイズ B	草加市旭町 四丁目 一〇六 ウイズ B	草加市旭町 四丁目 一〇六 ウイズ B	草加市旭町 四丁目 一〇六 ウイズ B	草加市旭町 四丁目 一〇六 ウイズ B	草加市旭町 四丁目 一〇六 ウイズ B	北足立郡 伊奈町小室 九四一九	合資 会社 鈴蘭	
草加市金明町 四丁目 一〇六 二階	草加市金明町 四丁目 一〇六 二階	草加市金明町 四丁目 一〇六 二階	草加市金明町 四丁目 一〇六 二階	草加市金明町 四丁目 一〇六 二階	草加市金明町 四丁目 一〇六 二階	草加市金明町 四丁目 一〇六 二階	上尾市柏座 一〇一〇 一〇一	株式 会社 鈴蘭	
居宅介護支 援	居宅介護支 援	訪問介護 介護予防 訪問介護	訪問介護 介護予防 訪問介護	訪問看護 介護予防 訪問看護	訪問看護 介護予防 訪問看護	訪問看護 介護予防 訪問看護	介護予防支 援	訪問介護 居宅介護支 援 介護予防 訪問介護	

# 告示

## 埼玉県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人一心会 伊奈病院	北足立郡 伊奈町小室 九四一九	居宅療養管理指導	平成二十六年 十二月二十三日
まばし薬局	三郷市彦成 三―一―一九― 一〇三	居宅療養管理指導	平成十七年 六月十三日
はらいちば薬局	飯能市原市場 五七二―六	介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年 十二月三十一日
いまいずみ薬局	秩父市山田 二六三五	介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年 十二月十六日



<p>杉戸ケアセンター そよ風</p>			<p>ルーエン 川口上青木</p>				<p>クオール薬局 エンジンエル店</p>	
<p>北葛飾郡 杉戸町下高野 二八二八一</p>			<p>川口市上青木 六一五一一八</p>				<p>幸手市南 三一一一一八</p>	
<p>介護予防 通所介護</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>通所介護</p>	<p>介護予防 訪問介護</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>通所介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>介護予防 居宅療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>
<p>平成二十九年 十一月三十日</p>			<p>平成二十九年 十一月三十日</p>				<p>平成三十年 一月三十一日</p>	

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北本ビル

埼玉県北本市中央四丁目六十六番地外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社三橋管財 代表取締役 三橋忍

埼玉県北本市中央四丁目五十番地

有限会社カネタ商事 代表取締役 瀧瀬貞子

埼玉県北本市中央四丁目四十六番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年六月三十日

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム熊谷店

埼玉県熊谷市新堀字北原九百五十二番十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 青少年の非行防止対策（従業員（警備員）による施設内の定期的な巡回並びに声かけの実施）への継続的な対応をお願いします。

(2) 計画地1・2は小学校及び中学校の通学路に面しています。車両等の出入口はありませんが、混雑時においては車両の通行が想定されますので、通学中の児童、生徒に対する安全対策をお願いします。

(3) 店舗の設備等の稼働音や荷捌き施設における作業に伴う騒音、夜間照明について、周辺生活環境を損なうことのないよう対策を徹底していただくとともに、荷捌き車両の停車中及び駐車場では、アイドリングストップを励行し、発生苦情については誠実に対応してください。

#### 二 縦覧期間

平成三十年二月二十七日から平成三十年三月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）北本中央商業施設計画

埼玉県北本市中央四丁目六十三外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社三橋管財 代表取締役 三橋忍

埼玉県北本市中央四丁目五十番地

有限会社カネタ商事 代表取締役 瀧瀬貞子

埼玉県北本市中央四丁目四十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外一者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十月八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百六十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四二二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四七立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ヤオコー 午前九時から午後九時四十五分

未定 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

店舗敷地駐車場 午前八時四十五分から午後十時

隔地駐車場 午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前六時から午前八時四十五分

ト 届出年月日

平成三十年二月七日

二 縦覧期間

平成三十年二月二十七日から平成三十年六月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年二月二十七日から平成三十年六月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	福田征芳	埼玉県熊谷市上新田二百五十六番地
同	夏目亮一	同 池上四百八十二番地
同	塩原武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	中田安雄	同 久保島千六百五十八番地二
同	富田彰男	同 小島三百七十六番地
同	久保田修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	田口英樹	同 行田市大字持田五千八百四十六番地
監事	小沼浩之	同 熊谷市下増田七十九番地
同	大崎進	同 上中条四百六十番地
同	関口幸一	同 佐谷田三千三百四十七番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	柴田忠雄	埼玉県熊谷市上新田九十番地一
同	福島延雄	同 東別府二千二百八十四番地
同	吉田重夫	同 四方寺五十六番地
同	松本丈	同 大麻生九百八十一番地
同	北 榮治	同 肥塚一丁目七番三十号
同	大嶋隆幸	同 中曾根四十一番地
同	信澤精一	同 行田市城西三丁目四番十一号
監事	田中登	同 熊谷市久保島三百一番地
同	塩原武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	加賀崎千秋	同 佐谷田三百五十一番地

# 告示

## 埼玉県告示第百六十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
農事組合法人ちぶあらかわ	埼玉県秩父市荒川上田野二千十五番地一	埼玉県秩父市荒川小野原字小ノ滝百二十七番一ほか二百三筆	一七九、九六三
天沼 伸治	埼玉県加須市戸崎千百四十一番地一	埼玉県加須市戸崎字五反地千百五十三番ほか二筆	八、二三五
石川 久雄	埼玉県加須市上種足千二百四十一番地	埼玉県加須市上種足五千四百九十番ほか二筆	九、六二八
市川 富士雄	埼玉県加須市下種足五百七十五番地	埼玉県加須市下種足九百九十番	九九〇
川嶋 清司	埼玉県加須市上種足千三百五十九番地	埼玉県加須市上種足五千五百十八番	二、六八四
栗原 光夫	埼玉県加須市上種足六百七十八番地	埼玉県加須市上種足五千三百五十五番ほか二筆	一〇、四五九
酒巻 秀行	埼玉県加須市正能一番地十一	埼玉県加須市日出安字内柵見百三十四番ほか一筆	三、〇一一

石川 直次	石川 直樹	新井 正直	新井 茂	折原 紳浩	渡邊 克行	福田 則雄	野本 哉	戸田 祐司	竹内 信雄	臺 祀夫
埼玉県上尾市大字 西貝塚百三十九番 地	埼玉県上尾市大字 平方九百七十四番 地	埼玉県上尾市大字 平方二千六百七十 五番地	埼玉県上尾市大字 平方二千六百七十 四番地	埼玉県春日部市内 牧三千八百八十八 番地	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市中種 足二千六百六十三 番地	埼玉県加須市戸室 千百二十一番地三	埼玉県加須市日出 安千二百八十一番 地八	埼玉県加須市日出 安三百四十二番地 一	埼玉県加須市下種 足三十六番地
埼玉県上尾市大字 平方字前四十九番 一	埼玉県上尾市大字 平方字道下三百十 八番	埼玉県上尾市大字 平方字道上四百十 六番	埼玉県上尾市大字 平方字前百三十番 一ほか二筆	埼玉県春日部市内 牧字大道三千九百 二十五番一ほか七 筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百二十九 番一ほか三筆	埼玉県加須市中種 足四千二番	埼玉県加須市日出 安字上七百八十九 番ほか二筆	埼玉県加須市日出 安字上七百四番	埼玉県加須市日出 安字外柵見四十二 番	埼玉県加須市下種 足字中島百七十五 番一ほか三筆
一、 九一二	二八五	一六三	九一一	一、 二四三	四、 六一二	二、 五六九	一、 九三〇	八七〇	一、 〇二一	五、 二八二



松本 浩	農事組合法人あ げおアグリサー ビス	永島 稔夫	富田 規好	島田 佳之	島田 昌之	坂巻 博	大竹 達次	大竹 榮次	今川 雄一	石倉 正弘
埼玉県上尾市大字 平方五百三十四番 地	埼玉県上尾市中分 二丁目百二十四番 地	埼玉県上尾市大字 平方九百七十番地	埼玉県上尾市大字 平方五百九十番地	埼玉県上尾市大字 地頭方八十九番地	埼玉県さいたま市 西区中釘六百四十 八番地	埼玉県桶川市大字 川田谷千四百三十 七番地	埼玉県さいたま市 西区宝来三百五十 五番地	埼玉県上尾市大字 平方二千百十四番 地	埼玉県上尾市大字 平方五百三十九番 地	埼玉県上尾市大字 平方四百九十七番 地
埼玉県上尾市大字 平方字前十八番一 ほか五筆	埼玉県上尾市大字 平方字前十六番一 ほか九十筆	埼玉県上尾市大字 平方字前百十二番 一	埼玉県上尾市大字 平方字道上三百四 十番一	埼玉県上尾市大字 平方字道下二百六 番ほか四筆	埼玉県上尾市大字 平方字道下二百五 十五番	埼玉県上尾市大字 西貝塚字堤外耕地 二百六十一番一ほ か四十一筆	埼玉県上尾市大字 平方字道下二百六 十六番ほか二筆	埼玉県上尾市大字 平方字前百番一ほ か三筆	埼玉県上尾市大字 平方字前八十五番 一ほか三筆	埼玉県上尾市大字 平方字前四十三番 一ほか六筆
五、 三六七	八三、 八三九	二八七	五四〇	三、 五四六	一、 一六〇	四一、 八一八	三、 七四八	三、 一五四	二、 九四〇	六、 二九七

株式会社渋谷農園	加藤 宗一	大久保 光一	榎本 雅雄	岩崎 喜一	岩崎 久幸	岩崎 岩男	稲橋 実	石川 稔	石川 宏	首都圏アグリフ アーム株式会社
埼玉県蓮田市大字 上平野六百四十番 地一	埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室千八 百四十番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千三百八十 六番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸三千百五十一 番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸三百六十九番 地	埼玉県蓮田市大字 閩戸千七百九十二 番地五	埼玉県蓮田市大字 閩戸二百二十五番 地二	埼玉県蓮田市大字 上平野六百七番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千八百三十 六番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百九十 四番地二	埼玉県入間市大字 木蓮寺七百三十四 番地二
埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬百 九番一ほか七十三 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千四百 六十四番ほか一筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百三十番一ほか七 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字堤外千四百 九十二番一ほか八 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千六十 一番五ほか七筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千五十 七番一ほか二十三 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 三十一番ほか一筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字上綾瀬三 百六十六番一ほか 十二筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字堤外千五百 十一番一ほか十四 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千四百 十番一ほか十筆	埼玉県入間市大字 上谷ヶ貫字内野二 百八十一番一ほか 七十三筆
四一、 三七八	二、 〇〇八	四、 二九二	五、 二五〇	二、 二三五	一三、 八三九	二、 〇〇八	七、 二五四	一、 六八〇	八、 七一六	八四、 五六三

齋藤 富雄	齋藤 俊夫	齋藤 徹夫	齋藤 重信	小林 成夫	小林 純一	小林 しげ	黒須 政美	黒須 正雄	菊池 正彦	菊池 和夫
埼玉県蓮田市大字 閏戸二千七百九十 九番地	埼玉県蓮田市大字 閏戸三千二百四十 五番地十九	埼玉県蓮田市大字 閏戸千八百十二番 地	埼玉県蓮田市大字 閏戸三千二百五十 五番地六	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百六十 四番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百九十 九番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百九十 九番地	埼玉県蓮田市末広 二丁目五番十三号	埼玉県蓮田市大字 閏戸千九百九番地 二	埼玉県蓮田市大字 閏戸二千七百五十 九番地一	埼玉県蓮田市大字 閏戸二千七百五十 七番地二
埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千四百 五十八番一ほか七 筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千五百 十四番一ほか二十 六筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千三百 七十四番ほか十五 筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 二十二番ほか四十 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百番一ほか九筆	埼玉県蓮田市大字 井沼字後塚九百四 番一ほか六筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字上綾瀬三 百四十八番一ほか 四筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 七十番ほか十八筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千四百 七十一番ほか九筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字外谷千八十 三番ほか二十八筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 五十六番ほか六筆
六、〇二四	二一、六四五	一四、〇五六	二五、六〇六	六、二一八	三、三九一	二、三八九	六、四七九	五、四二二	一四、〇一五	六、八九六

成塚 廣	中村 公	寺田 信一	常見 淳	塚本 精一	田中 理之	田口 実	染谷 益夫	澁谷 良雄	篠崎 邦明	齋藤 光男
埼玉県蓮田市大字 閏戸千八百二十二 番地	埼玉県北足立郡伊 奈町内宿台二丁目 二百四十一番地	埼玉県蓮田市大字 閏戸三千九番地	埼玉県蓮田市大字 閏戸三千二百七十 五番地一	埼玉県蓮田市大字 駒崎百三十六番地	埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室四千 三百六十七番地二一	埼玉県蓮田市大字 上平野七百六十三 番地	埼玉県蓮田市大字 閏戸二千八百三十 番地	埼玉県蓮田市大字 上平野六百五十番 地	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百七十 番地	埼玉県蓮田市大字 閏戸三千二百八十 九番地
埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千二百 八十五番二ほか二 十七筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬二 百八十二番一	埼玉県蓮田市大字 閏戸字堤外千五百 三十八番	埼玉県蓮田市大字 閏戸字外谷千百十 五番ほか四十五筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬二 百八十一番一ほか 八筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字前田千八百 十三番ほか二筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字上綾瀬四 百六十一番一ほか 一筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字外谷千八十 八番ほか三十五筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 二十一番一ほか六 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百二十一番一ほか 二十六筆	埼玉県蓮田市大字 閏戸字外谷千九十 九番ほか十五筆
二四、六〇七	九三四	一、〇〇四	二三、七二四	七、四八八	三、〇一二	一、一〇〇	二三、八一一	四、七一六	一五、二三四	八、六四四

山口 正雄	山口 隆廣	増田 善久	増田 定男	星野 光正	星野 好治	花井 幸一	服部 賢治	服部 勇	農業生産法人株 式会社彩野グ リーンファーム	根本 秀雄
埼玉県蓮田市大字 駒崎百五十五番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百七十 七番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸千八百四十一 番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百六十 六番地三	埼玉県蓮田市大字 上平野六百二十九 番地	埼玉県蓮田市大字 上平野千九百十五 番地	埼玉県蓮田市大字 閩戸七百二十六番 地	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千七百八番 地三	埼玉県蓮田市大字 閩戸二千六百四十 四番地	埼玉県蓮田市大字 笹山五百八十六番 地一	埼玉県蓮田市大字 閩戸三千二百六十 七番地二
埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬二 百八十七番一ほか 十五筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千四百 二十四番ほか八筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字外谷千二十 四番ほか五十五筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 二十八番一ほか二 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字上綾瀬三 百八十一番一ほか 六筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬二 百七十八番一ほか 十二筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 六十五番一ほか一 筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 三十五番ほか五筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千三百 十五番ほか十二筆	埼玉県蓮田市大字 笹山字前田七十一 番ほか二筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千四百 四十一番二ほか五 筆
九、 六四六	六、 九一八	三九、 六七七	二、 九四六	二、 六〇四	六、 一六一	九二九	四、 〇二七	九、 五三八	二、 一六一	四、 二四六

イオンアグリ創 造株式会社	関根 賢	有限会社神扇農 業機械化センタ ー	渡邊 美鶴	渡邊 高資	渡井 義松	若林 正巳
千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 地一	埼玉県比企郡吉見 町大字北下砂三百 九番地	埼玉県幸手市大字 神扇千五百七十番 地	埼玉県蓮田市大字 上平野千八百六十 五番地	埼玉県蓮田市大字 上平野八百二十五 番地二	埼玉県蓮田市大字 閩戸千九百四十九 番地	埼玉県蓮田市大字 駒崎百六十五番地
埼玉県北葛飾郡松 伏町大字築比地字 作谷津八百九十一 番ほか十三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字谷口字西耕 地二百九十一番ほ か五筆	埼玉県幸手市大字 神扇字八反割十四 番一ほか五十三筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百十九番一ほか二 十筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬三 百三十三番一ほか 十四筆	埼玉県蓮田市大字 閩戸字前田千二百 六十番一ほか二十 四筆	埼玉県蓮田市大字 井沼字的場二百五 十九番ほか五筆
七、 八〇一	二、 六二八	七三、 七一六	一二、 九六一	八、 八二五	一四、 七二二	三、 三九六

二 認可年月日

平成三十年二月十九日

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

##### イ 追加する土地の区域

川越市大字福田字見入、川島町大字下伊草字下川袋及び大字伊草字下川袋町の各一部

ロ 削除する土地の区域  
なし

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十六号

鴻巣市から鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第百六十七号

鴻巣市から鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十八号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第二百九十号で告示した飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 施行者の名称

飯能市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十一年十二月二十二日から

平成三十六年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

##### (2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

#### ロ 合流区域

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年九月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

- (一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百四十一号、昭和六十年埼玉県告示第千六百十号、平成二年埼玉県告示第九百八十号、平成六年埼玉県告示第千四百二十二号、平成七年埼玉県告示第八百三十二号、平成十二年埼玉県告示第三百七十四号、平成十三年埼玉県告示第五十一号、平成十五年埼玉県告示第七百四十一号、平成十九年埼玉県告示第三百七十三号、平成二十三年埼玉県告示第四十号、平成二十四年埼玉県告示第四百三十号、平成二十七年埼玉県告示第千三百十号の事業地のうち、杉戸町大字下高野字万願寺地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

- (一) 収用の部分  
変更なし
- (二) 使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

身上指導支援システム用サーバ機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成30年7月1日（日）から平成35年6月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部警務部監察官室長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
警務部監察官室監察企画係 電話048-832-0110 内線2864

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年4月10日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年4月9日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年4月10日（火）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年4月10日（火）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年3月27日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類



を平成30年3月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成30年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該  
金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
server device etc. for personal information guidance support system
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m.  
April 10,2018 By mail;5:00 p.m. April 9,2018 In person;10:20 a.m.  
April 10,2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西平小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	比企郡小川町大字青山一二四一 番一地从先から	区 間
	一二・〇四〇一二・〇五	敷地の幅員 (メートル)
	八一・〇〇	延長 (メートル)
	平成二十九年十二月十一日付け道環第二九四号で売却処分が適当とされた箇所を道路区域から除外するもの。	備 考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百四十号 秩父郡長瀬町大字長瀬字上梁瀬一五五〇番三地先

から同郡皆野町大字金崎字梁瀬二二番一四地先  
で

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年二月二十八日

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 購入等件名及び数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか17施設で使用する電気  
予定使用電力量 8,089,590キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当 埼玉県さいたま  
市浦和区高砂三丁目13番3号

3 落札者を決定した日

平成30年1月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号

5 落札金額

125,827,137円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年12月1日

# 告示

## 埼玉県教委告示第六号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者
工芸品	黒地小花模様小紋帷子 一領	埼玉県川越市小仙 波町一丁目二十番 地一号	喜多院 宗教法人
工芸品	白綾地松竹鶴亀宝尽模様産衣 一領	埼玉県川越市小仙 波町一丁目二十番 地一号	喜多院 宗教法人
考古資料	午王山遺跡出土品 百二十一点	埼玉県和光市諏訪 三番地二十	和光市

# 告 示

## 埼玉県教委告示第七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

種 類	名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
有形民俗 文化財	竹縄製作用具 と製品及び工 程図会 百二十三点	埼玉県秩父郡東秩父村大 字御堂四百四十一番地	東秩父村



# 告 示

## 埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり追加指定する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称	所在地	所有者
天然記念物	中川低地の河 畔砂丘群 高野砂丘	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野 字山合八百九十四番	杉戸町

# 告 示

## 埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者	指定年月日
天然記念物	岩棚のキンモクセイ 一本	埼玉県秩父市山田 三千百五十五番	町田浩 一	昭和十三年三月三十一日

# 告 示

## 埼玉県選挙管告示第九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年二月二十八日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 春日部市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて